

第2回 佐世保市・江迎町・鹿町町合併協議会

議 事 録

平成20年8月26日

佐世保市・江迎町・鹿町町合併協議会

第2回 佐世保市・江迎町・鹿町町合併協議会出席者名簿

開催年月日 及び時間	平成20年8月26日(火)			開会時刻	午後9時30分	
				閉会時刻	午後11時50分	
会議の場所	江迎町役場 3階会議室					
出席した委員 30名中 28名出席	会 長	朝 長 則 男	副会長	亀 山 春 光	副会長	宮 田 安 猶
	委 員	松 尾 裕 幸	委 員	安 富 安 雄	委 員	宮 田 京 子
	委 員	久池井 一孝	委 員	林 逸 夫	委 員	山 村 留 次
	委 員	市 岡 博 道	委 員	山 下 伊 三 郎	委 員	森 田 剛
	委 員	深 江 海 人	委 員	松 田 秀 彦	委 員	熊 谷 厚 生
	委 員	中 尾 ア ヤ	委 員	中 村 克 介	委 員	吉 浦 初 義
	委 員	新 谷 幸 生	委 員	山 口 久 子	委 員	前 田 哲 裕
	委 員	諸 藤 キ ヌ 子	委 員	東 雲 和 宏	委 員	河 野 和 子
	委 員	嬉 野 憲 二	委 員	伊 達 木 瀧 之 助	委 員	高 尾 潤
	委 員	川 田 洋				
欠席した委員 及び顧問	委 員	馬 郡 謙 一	委 員	井 村 充 伸		
出席した専門 委員	議会事務局 局部会長	片 平 研 一	契約管理 部会長	藤 松 修 一	企画調整 部会長	永 元 太 郎
	財務部会 長	山 口 智 久	環境部会 長	野 見 山 正	農業委員 部会長	山 田 茂 一
	総務部会 長	嶋 田 裕 治				
事 務 局	参 与	千 知 波 徹 夫	局 長	久 富 達 夫	次 長	浜 田 祝 高
	主 任	土 橋 健 吾	主 任	吉 原 宏 紀	主 任	吉 村 彰 治
	主 任	藤 田 尚 志	主 任	嬉 野 重 明	主 任	太 田 聡

佐世保市・江迎町・鹿町町合併協議会

第2回 会議 次第

日 時：平成20年8月26日（火）9：30～
場 所：江迎町役場 3階会議室

開 会
会長挨拶

議事

【説明事項】

前回承認を受けた「協議第4号 合併に関する協議の進め方」に関する協議項目及び協議予定時期について

【協議事項】（前回提案分 今回協議）

- 協議第 6号 「合併の方式」について
- 協議第 7号 「合併の期日」について
- 協議第 8号 「新市の名称」について
- 協議第 9号 「新市の事務所の位置」について
- 協議第10号 「一般職の身分の取扱い」について
- 協議第11号 「町名、字名の取扱い」について

【提案事項】（今回提案分 今回協議）

- 協議第12号 「議会の議員の定数及び任期の取扱い」について
- 協議第13号 「地域審議会・地区協議会の取扱い」について

（今回提案分 次回協議）

- 協議第14号 「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い」について
- 協議第15号 「地方税の取扱い」について
- 協議第16号 「慣行の取扱い」について
- 協議第17号 「国民健康保険事業の取扱い」について
- 協議第18号 「高齢者福祉制度の取扱い」について
- 協議第19号 「障がい福祉制度の取扱い」について
- 協議第20号 「入札・契約に関する事務事業の取扱い」について
- 協議第21号 「環境部会事業の取扱い」について

【報告事項】

- 報告第 2号 まちづくり計画（新市基本計画）の策定について

その他

・次回日程について

閉 会

1.開会

【事務局】 皆様、おはようございます。会議に先立ちまして、事務局よりお願いと当会場に関する説明を申し上げます。携帯電話は電源をお切りになるかマナーモードにさせていただきますようお願いいたします。また、お手洗いは2階と1階にございます。会議室後方の出入り口から出られてお進みくださいますようお願いいたします。休憩時の喫煙につきましても後方の喫煙場所にてお願いいたします。

さて、定刻となりましたので、ただいまより第2回佐世保市・江迎町・鹿町町合併協議会を開会いたします。

本日の会議におきましては、佐世保市地域委員の馬郡委員と井村委員が欠席されております。したがって、30人の委員中28名の出席をいただいております。

会議の開催に当たりましては、協議会規約第10条第1項の規定により、委員の過半数の出席が必要となっておりますが、定足数を超えており、会議が成立しておりますことをご報告いたします。

まず初めに、資料の確認をいたします。事前に委員の皆様へ送付しております資料としまして、「佐世保市・江迎町・鹿町町合併協議会第2回会議次第」及びA3判の「行財政調書」、また、前回第1回協議会の会議次第資料。さらに、本日お配りしております「差替」と記載されているA4判3枚ものと、A3判の行財政調書。以上5点、ございますでしょうか、ご確認をお願いいたします。お持ちでない方は事務局で準備しておりますので挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、会長であります朝長佐世保市長よりごあいさつを申し上げます。

2.会長あいさつ

【朝長会長】 皆様、おはようございます。ただいまご紹介にあずかりました佐世保市長の朝長でございます。佐世保市・江迎町・鹿町町合併協議会の会長といたしまして、一言ごあいさつを申し上げます。

まずもって、本日は第2回佐世保市・江迎町・鹿町町合併協議会の開催をさせていただきましたところ、皆様方には、大変お忙しい中、江迎町にご参集をいただきまして、まことにありがとうございました。また、江迎町の皆様方には、亀山町長さんをはじめといたしまして、協議会の準備や会場設営等にご配慮賜り、まことにありがとうございます。御礼を申し上げる次第でございます。

また、本日は傍聴席にも江迎町、また鹿町町の皆様方、多数おいでをいただいております。本日の協議会のことにつきましてお話を聞いていただくことになっております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、先般の第1回協議会におきましては、初顔合わせということもございまして、協議の進め方や6項目の説明、提案などが主なものでございました。本日は、その6項目の協議と、今回提案し、協議をしていただくものが2項目。そして、今回提案、次回の協議会で協議していただくものが8項目ございます。また、最後に報告事項といたしまして、新市の基本計画となりますまちづくり計画の策定についてもご報告をさせていただきたいと思っております。

今後、協議項目も次第にボリューム、内容とも多岐にわたり、委員の皆様には大変ご苦

労をおかけいたしますが、どうか最後まで活発なご議論を賜りますようよろしくお願いを申し上げる次第でございます。

以上をもちまして、会長としてのごあいさつとさせていただきます。本日はよろしくお願いをいたします。どうもありがとうございました。(拍手)

【事務局】 ありがとうございます。これから先の議事につきましては、会長に議長としての進行をよろしくお願いいたします。

3. 議事

【朝長会長】 それでは、規約に基づきまして、議長を務めさせていただきます。時間の関係もございますので、早速議事に入りたいと思いますが、協議会の議論を実りあるものとするため、皆さんの積極的なご意見をお願いしたいと存じます。

まず、説明事項を議題といたします。前回7月17日に開催の第1回協議会で提案し承認を受けました協議第4号、合併に関する協議の進め方の中の合併協定項目につきましては、次回の協議会でお示しすることにしておりましたので、その協議項目及び協議予定時期について、事務局の説明を求めます。

事務局、お願いいたします。

(1) 説明事項

【事務局】 それでは、第2回会議次第、資料の1ページをお開きください。よろしゅうございましょうか。

佐世保市・江迎町・鹿町町合併協議会の協定項目及び協議予定ということで、お示ししております。

の基本的な協定項目といたしまして、1番の合併の方式から5番目の財産・負債の取り扱いまで5項目。といたしまして、市町村の合併の特例等に関する法律(合併新法)にかかわる協定項目といたしまして、6番目のまちづくり計画(新市基本計画)から、11番の一般職の身分の取り扱いまで。のその他の協定項目といたしまして、12番の特別職の身分の取り扱いから、34番の施設の取り扱いまで。

この34件を佐世保市・江迎町・鹿町町合併協議会の重要協議事項として、協議会でご協議いただくものということで項目を出させていただきました。

そして、協議時期でございます。まず、提案としてはそこに掲げておりますけれども、第1回協議会が7月17日に行われまして、そのときに黒丸の部分のご提案をしております。これが6件ございます。今日8月26日、第2回目の協議会ということで、白丸をつけている部分、10項目ございますけれども、この分を今日ご提案をさせていただきます。それから、3回目以降につきましては、残りの白丸でお示ししているもので、これが足しますと18項目、合わせて34項目をこの協議会の中で協議事項としてご議論を賜りたいと考えております。

1番から34番まで、これ以外の事務事業の件につきましても、例えば事務レベルでの幹事会、あるいは専門部会等の中で、これは大変重要な問題だから、Aランクとして協議会の中で議論してもらったほうがいいんじゃないかということがありましたり、それぞれの委員の皆様から、これは大事な問題だから協議会の中で協議をしていただきたいという

ようなものが出て、協議会が必要と判断をされれば、協議事項として加わることも今後あり得ますということで、よろしくお願ひしたいと思います。

なお、補足をさせていただきますが、旧4町吉井町、世知原町、宇久町、小佐々町との合併の際に、協議項目として挙がっていたものと今回違う部分だけをご説明したいと思います。

まず、新たに加えたものでございますが、27番の地域医療制度の取り扱い。これは4町のときは協議事項となっておりませんでしたけれども、大事な問題ということで挙げさせてもらっております。それから、28番の地方独立行政法人北松中央病院の取り扱いについても新たな協議項目でございます。それから34番、施設の取り扱いにつきましても新たな項目でございます。

一方、今まで4町の際には協議会で協議していく項目としたものが、今回挙がっていないものが2つございまして、1つが「学校給食の取り扱い」で、中学校給食をどうするかという取り扱いにつきましては、4町の場合、佐世保市がもともと実施していないというのがございまして、大事な協議項目だったんですが、佐世保市は中学校給食の実施に向けて取り組んでおりますので、これはAランクの協議会に出すまでの協議項目じゃなくてもいいんじゃないかということで挙げておりません。

それからもう1つ、都市計画の区域区分の取り扱いというのが4町の場合はございました。特に、吉井、世知原、小佐々では、都市計画区域指定がございません。一方、この江迎町、鹿町町におきましては、両町とも都市計画区域（もちろん非線引きでございますけれども）指定がなされまして、都市計画審議会も設置されているなど、制度の違いが少のうございます。したがって、協議項目を「都市計画の区域区分の取り扱い」から「都市計画制度の取り扱い」ということに変更いたしまして、協議区分をBランクということでさせていただきます。後日、この協議会の中で報告事項として取り扱いをさせていただきますと思っております。

以上のようなことで、協議項目及び協議予定を整理しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

説明は以上でございます。

【朝長会長】 ただいま事務局の説明がございましたが、ご意見、ご質疑をお受けしたいと思ひます。どなたかございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

【朝長会長】 それでは、協議第4号、合併に関する協議の進め方に関する協議項目及び協議予定時期については、事務局の説明のとおり進めることとしてよろしゅうございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【朝長会長】 ありがとうございます。それでは、そのように取り計らいます。

（2）協議事項

協議第6号～9号

【朝長会長】 次に、協議事項を議題といたします。

この協議事項については6件ございます。順次協議していただきお諮りするべきところ

でございますが、基本的な合併協定項目になるもので関連する部分もありますので、まず、協議第6号、「合併の方式」について、協議第7号、「合併の期日」について、協議第8号、「新市の名称」について、協議第9号、「新市の事務所の位置」についての4件は、一括して議題とさせていただきます。

第1回協議会での提案時に説明が出ておりますが、事務局より改めて説明を求めます。簡潔にポイントのみで結構でございます。

【事務局】 それでは、資料といたしまして、前回第1回目の会議次第をお手元をお願いしたいと思います。

37ページでございます。

協議第6号「合併の方式」についてでございます。北松浦郡江迎町及び北松浦郡鹿町町を廃し、その区域を佐世保市に編入する編入合併とします。なお、江迎町、鹿町町のこれまでのまちづくりの歩みや、伝統、文化を尊重し、合併協議に当たりましては、対等な立場で協議を行うものとするという内容でございます。

これは、合併に伴う事務作業の影響、財政的な負担、また、佐世保市の長崎県北地域の中心都市としての位置づけ等々を考慮いたしまして、編入合併とするという提案をしているものでございます。

次に、38ページでございます。協議第7号「合併の期日」についてでございます。

この合併の期日の提案は、合併の期日そのものを示してお決めいただく提案ではございません。あくまでも合併の期日の設定の考え方について提案をし、共通認識を持っていただく趣旨で提案しております。

この合併の期日につきましては、市町村の合併の特例等に関する法律、今後この市町村の合併の特例等に関する法律を略して「合併新法」ということで説明させていただきますのでご了承いただきたいと思っております。合併新法の期限内の合併を目標とし、合併協議の状況、あるいは合併に向けた態勢の状況などを踏まえながら、別途協議をして期日を考えます。

具体的に申し上げますと、この合併協議を進めていきまして一定の時期に決めていく。ただ、今のところの考え方としては、合併新法の期限が平成22年3月31日でございますので、それまでの合併を目標とするということで別途協議をして期日を定めるということにいたしているものでございます。

39ページに行財政調書をつけております。行財政調書はもう一つA3判で大きく拡大をして資料をつけておりますので、それをご参考にさせていただきたいと思っております。

この中で、合併の期日に当たっては、どういったことを考慮していくことなのか、例えば合併新法の期限内に合併協議はどのように進むのか、その合併期日が住民生活にどのような影響を及ぼすのか、あるいは公的行事、出納業務等がスムーズにいくのかどうか、あるいは合併準備等々でどれくらいかかるのかなども十分考慮していきながら期日を定めていくことになるわけでございます。

なお、吉井と世知原の場合は、平成17年4月1日の合併でございました。宇久と小佐々の合併は平成18年3月31日でございました。期限は1年近く離れておりますけれども、同じ平成17年度で合併をいたしております。

次に、40ページ、「新市の名称」についてでございます。新市の名称につきましては「佐

世保市」とする。

理由でございます。佐世保市は長崎県下第2の都市でございます、ハウステンボス、あるいは九十九島を有する観光都市として全国的に知名度もあるのではないかと。それから、県北地域の中心都市として知名度もあるということから、新たな名称を全国的に普及させていく経費を考慮すると、佐世保市の名称を継続させることが妥当であるということで、「佐世保市」とするという提案をさせていただいております。

41ページの行財政調書では、それぞれ佐世保市、江迎町、42ページに鹿町町の経緯等を掲げておりますので参考にさせていただきたいと思っております。

次に、43ページでございます。協議第9号「新市の事務所の位置」についてでございます。

新市の事務所の位置は、「佐世保市八幡町1番10号」とする。佐世保市役所の本庁舎の位置でございます。

理由でございますが、現在の佐世保市役所は市のほぼ中心部に位置しておりまして、市役所周辺には国の合同庁舎、あるいは県北振興局等、広域的行政機能が集中いたしております。このようなことから、現在の事務所の位置で住民の利便性や行政の効率的な運営が支障なく機能できると考えられることから、このように提案するものでございます。

44、45ページ、行財政調書といたしまして、今私が説明申し上げました佐世保市の本庁舎の状況、どれくらいの規模で敷地がどれくらいあり、駐車場がどれくらいであるというような説明をそこに掲げております。また、江迎町の庁舎がどのような状況であるのか、45ページでは鹿町町の庁舎の状況などもここで告示をしておりますので、ご参考にさせていただけたらと思っております。

以上、4件についてご提案をするものでございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

以上でございます。

【朝長会長】 ありがとうございます。

ただいまの事務局の説明について、ご質疑、ご意見をお受けしたいと思います。どなたかございませんでしょうか。

はい、どうぞ。林委員。

【江迎町林委員】 協議第7号ですけれども、別途協議して期日を定めとなっておりますけれども、例えば小委員会、あるいは特別委員会等をつくられてやられるのか、それともこの協議会の場で期日を決められるのか。

【朝長会長】 はい、事務局。

【事務局】 この協議会の場で別途提案をいたしまして決めていただくと思っております。従来、4町の場合もそのようにさせていただきました。協議会の中で何日ということをご提案申し上げまして、この場で協議をして決めていただくということで考えております。よろしくをお願いいたします。

【朝長会長】 時期的には、この審議の進み方を見ながら、ある時期に決めるということになってくると思われます。まだ、ちょっと今確定するのは難しいと思っておりますので、もうしばらくこの会議を進めながら、その段階で決めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

ほか、ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【朝長会長】 それでは、協議第6号「合併の方式」について、協議第7号「合併の期日」について、協議第8号「新市の名称」について、協議第9号「新市の事務所の位置」についての4件は、原案のとおり決定してもよろしゅうございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【朝長会長】 それでは、そのように決定をいたします。

協議第10号～11号

【朝長会長】 次に、協議第10号「一般職の身分の取扱い」について、協議第11号「町名・字名の取扱い」についての2件を一括して議題といたします。事務局の説明を求めます。

【事務局】 46ページでございます。協議第10号「一般職の身分の取扱い」についてでございます。

一般職の身分の取扱いについては、1つ目として、江迎町、鹿町町の職員は、佐世保市の職員として引き継ぐものとします。2つ目として、職員の任免、給与その他身分の取扱いについては、佐世保市の職員と均衡を失しないよう公正に取り扱うものとして、その詳細については1市2町の長(首長)が別に協議をして定めますということにしております。

考え方として、江迎町、鹿町町の職員は、当然のことながら佐世保市の職員として引き継ぎます。ただ、詳細の部分につきましては、1市2町の首長で別に協議をして決めていくというような提案でございます。これは、合併特例法第12条に基づきまして、合併関係市町村の一般職の身分につきましては、引き続き合併市町村(佐世保市)の職員として身分を保有するよう措置することが義務づけられているからでございます。

これにつきまして、47ページに行財政調書をつけておりますので簡単にご説明申し上げたいと思います。

20年4月1日現在、佐世保市が3,111人、江迎町が71人の職員数でございます。平均年齢でいきますと、佐世保市が41歳2カ月、一方、江迎町は43歳3カ月でございます。平均経験年数でいきますと、佐世保が19年5カ月、一方、江迎町の職員は22年10カ月。平均給与月額でいきますと、佐世保市が33万3000円、江迎町が32万7,500円ということで、これだけではそう大きな差がないようでございますけれども、10年比較をしてみました。事務職高卒で10年後の比較をしてみますと、佐世保市の職員が23万9,500円、一方、江迎町の職員は20万5,400円。ここで3万4,100円の差がございます。一方、事務職大卒で経験年数10年で比較をいたしますと、佐世保市が28万1,575円、江迎町が25万800円ということで、ここでも約3万775円の差がございます。

48ページ、鹿町町の状況でございます。職員数が74名、主な内訳に書いてありますとおりで一般行政職が中心です。平均年齢は43歳5カ月ということで、平均経験年数も23年2カ月ということで4、5年の差となっています。平均給与月額で、鹿町町の職員の場合は33万4,700円ということでございますが、先ほど申し上げましたように10年比較でいきますと、佐世保市が23万9,500円、一方、鹿町町の職員が20万7,0

00円で3万2,500円の差がある。大卒でいきますと、28万1,575円が佐世保市の職員で、鹿町町の職員は26万500円ということで、2万1,000円程度の差があるというような状況でございます。

このようなことで、方針といたしましては、佐世保市の職員として引き継ぐ、詳細は1市2町の長が別に協議するというところで提案するものでございます。

次に、協議第11号でございます。49ページをお開きください。「町名・字名の取扱い」についてでございます。

町名・字名の取り扱いにつきましては、江迎町及び鹿町町の字（免、小字）でございますけれども、この字を廃止し、町の名称として、現在の町名に免の呼称のみを残して町名とする。

わかりにくい提案で申しわけございませんが、例を見たらわかるということでございまして、今協議を行っております町役場の住所を例に掲げておりますが、「北松浦郡江迎町長坂免263番地」でございます。これが、「佐世保市江迎町長坂263番地」となるわけでございます。下の例は鹿町町の町役場の住所を掲げておりますが、これも同じように、「佐世保市鹿町町下歌ケ浦290番地2」ということになるわけでございます。

この町名・字名の取扱いは、実は旧4町との合併のときの協議経過の中でも、ぜひ、自分たちの町名も何らかの形で地域のために残してほしいというような強いご意見がございまして、江迎町の長坂とか鹿町町の下歌ケ浦というように、町を残しながらつけていくということで決定した経過がございますので、同じような取扱いで提案をするということにいたしております。

50ページ、51ページでございます。

今、私がお説明したような内容でございますが、特に江迎町、字名に梶の村免から埋立免まで21の免がございます。したがって、全部その辺が「佐世保市江迎町梶の村云々」それから一番下、「佐世保市江迎町埋立何番地」というふうになるわけでございます。同じように、鹿町町におきましては、字名に大屋免から船ノ村免まで13免がございますのでご参照いただければと思います。

このように、町名・字名の取り扱いにつきましては、字は廃止をいたしまして、町の名称として、現在の町名に免の呼称を残して町名とするということでご提案するものでございます。よろしくご審議をお願いいたします。

以上でございます。

【朝長会長】 ありがとうございます。

ただいまの事務局の説明について、何かご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

【江迎町松田委員】 江迎町の松田と申します。お聞きをいたします。

職員の給与なんですが、今お聞きいたしますと、佐世保市と江迎町には差があります。鹿町町と佐世保市でも差があります。江迎町と鹿町町でも高卒、大卒での差がございますが、これはどのように取り計らわれるのかをお聞きいたします。

そして、もう1点は住所の変更なんですが、参考までにお聞きいたします。

この住所を変更するということは、会社等に関してはすべての書類を変更しなければいけません、このときにそういう団体からの何か意見が出ていなかったのかどうかをお聞

きいたします。

以上2点、よろしく願いいたします。

【朝長会長】 今、2点のご質問がございましたが、事務局、お答えできますか。

それでは、総務部長。

【総務部長】 総務部会の嶋田でございます。先ほど、給与の差のところをどうやって対応していくのかというご質問だったと思います。

それにつきましては、冒頭に事務局のほうからの説明でもありましたように、協議書の中でそのやり方、方法は詳細に決めていくわけですけれども、過去4町で行った例によりますと、まずは現給を保障するという形で、具体的には過去4町の場合は、1号差が2つ以上あれば1号詰めるということで、そういうような対応で考えておりますけれども、いずれにしても、これも条例事項になりますので、やりながらの対応になると思います。

あと、2点目については、特段、問題はなかったとなっております。

以上でございます。

【朝長会長】 今の説明でわかられましたでしょうか。よろしいですか。

字の件は特になかったという話ですよね。団体のほうから特に質問、いろいろ問い合わせはなかったということですね。松田委員いいですか。

【地域委員松田委員】 はい。

【朝長会長】 それでは、協議第10号「一般職の身分の取り扱い」について、協議第11号「町名・字名の取り扱い」についての意見は、原案のとおり決定してもよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【朝長会長】 それでは、そのように決定をいたします。

(3) 提案事項

協議第12号～13号

【朝長会長】 次に、協議第12号「議会の議員の定数及び任期の取扱い」について、協議第13号「地域審議会・地区協議会の取扱い」についての2件は、相互に関連する部分もありますので、一括して議題といたします。事務局の説明を求めます。

【事務局】 今度は第2回会議次第、分厚いほうの資料に戻っていただきたいと思えます。第2回会議次第の3ページをお開きください。よろしゅうございませうか。

協議第12号「議会の議員の定数及び任期の取扱い」について、及び協議第13号「地域審議会・地区協議会の取扱い」についてご説明いたします。

まず、協議第12号「議会の議員の定数及び任期の取扱い」についてであります。この案件は、取扱いについて「協議を求めます」という書き方をしております。本日ご協議いただく内容につきまして、こういった協議の仕方では進めていきましようかという協議の仕方について、この場で議論をしていただいて方向性を見出していただければということで、「協議を求めます」ということにしているものでございます。

4ページをお願いいたします。

議会の議員の定数及び任期の取扱いにつきましては、議会の権限にかかわる非常に重要な事柄で、他の協議項目とは違った面がございます。行政として、また事務レベルで方

針をご提案できるようなものではございません。したがって、協議の仕方といたしましては、調整方針案の決定欄に書いておりますように、考え方として、まず議会のご意向や考え方が重要になってまいりますので、議会双方で話し合いをしていただき、その後に協議会で取扱い方針を見出すことを旨といたします。佐世保市議会、江迎町議会、鹿町町議会相互で協議を行い、その協議結果を受けて、協議会全体で協議を行い、取扱い方針を確認していくということで協議を求めるものでございます。

4ページには佐世保市、江迎町の議会の状況、5ページでは鹿町町の議会の状況について触れさせていただいております。簡単に判断材料を示すという意味合いで説明したいと思っております。

資料の6ページでございます。参考資料で「議会議員の特例に関すること」ということで、どういった視点で論議をしたらよろしいのだろうかということや、編入合併の場合にどのような取り扱いの選択肢があるのだろうかということ等につきまして、ペーパーとして取りまとめました。説明したいと思っておりますが、詳しく説明いたしますと時間が足りませんので、ポイントのみとさせていただきます。

9ページをお開きください。

まず、編入合併の場合の議会の議員さんの定数及び任期につきましては、編入する市町村であります、佐世保の議員は在任をして、編入される市町村、江迎町、鹿町町の議会の議員は失職する、これが原則でございます。これには、合併新法の中でも特例が定められておまして、次のいずれかによることができるということになっております。「できる」でありますから、してもよろしいし、しなくてもよろしいということでございます。その方法というのが、1つは定数特例をとるという方法、2つ目として在任特例をとるという2つの方法がございます。これにはまたそれぞれ2つのケースがありまして、後で次ページにてご説明をしたいと思います。

今現在、議員の定数等がどのようになっているのかということをご触れさせていただきますけれども、佐世保市の自治法上、法律上の議員定数は38であります。条例定数が36でございます。実際、議員さんは36名いらっしゃるということでございます。江迎町は自治法による定数は18名でございますが、条例定数議員は9名でございます。鹿町町は同じように、法令定数、法でいう定数は18名ですが、条例定数は8名ということで、どの自治体とも議員の定数は条例定数が自治法の定数よりも下回っているという状況でございます。

仮に定数特例をとるとするならば、江迎町、鹿町町は何人の定数になるかという計算をいたしますと、江迎町で1名、鹿町町で1名となるということでございます。

次に、10ページをお開きください。ここでは、議員特例の選択肢と書いてありますが、先ほど特例には2つ方法があるというふうに説明いたしました。まず、この5つがございます。上の2つ、1番と2番が定数特例をとった場合、3番、4番が在任特例をとった場合でございます。

定数特例の1番目は、編入先の在任期間に定数特例を採用いたしまして、その後は活用しないという方法でございます。これは具体的に申し上げますと、今、佐世保市議の任期が平成23年5月2日まででございます。それに、定数特例をとった場合は、江迎町が1、鹿町町も1、合わせて2でございますので、36プラス2ということになります。それが

ら、平成23年5月3日以降につきましては通常の状況になるということです。

2番目といたしまして、定数特例をとる場合は、さっきの在任期間に定数特例を活用した後に、もうあと4年間、最初の一般選挙後も定数特例をとることが可能でございます。その場合は、平成23年5月までに加えまして、あと4年間も2人の増員となるということでございます。

次、在任特例の3番、4番でございますけれども、編入先の在任期間に在任特例を活用し、その後は活用しない、先ほどの1番と似ているんですが、在任特例をとりますから、それぞれの議会の議員さんがお残りになるということになりますので、36プラス17で53名の議員が在任するということになります。なお、平成23年5月3日からは通常の状況ということでございます。

4番目といたしまして、在任特例の場合に在任期間、要するに平成23年5月2日までに在任特例をとった上で、その後の4年間は定数特例を活用するというのも法律上可能でございます。その場合には、平成23年5月まで53名議員が在任しまして、あと4年間は36プラス2の38というような形になるということでございます。

5番目は原則論で、在任特例、定数特例も活用しないという選択肢。この5つの選択肢が議員特例では考えられるということでございます。

なお、11ページには、これを財政シミュレーションいたしまして、場合によりどれくらい経費がかかる見込みであるかを書いておりますので、ご参考にしていただければと思います。

あと、12、13ページには、旧4町の場合の取扱いの例を記載しておりますので、これもご参考にしていただきたいと思います。

以上が、協議第12号でございます。

続きまして、17ページをお開きください。協議第13号「地域審議会・地区協議会の取扱い」についてでございます。このことにつきましては、大変恐縮ではございますが、本日17ページから21ページまで資料の差しかえをお願いいたしております。21ページまでは差しかえのほうを見ていただいて、それ以降については本文のほうを見ていただくということでもよろしくお願ひしたいと思います。

まず、差しかえの資料を見ていただきたいんですが、差しかえをした箇所を委員の皆様には黄色の蛍光ペンで印をしております。行財政調書の上から3番目、調整方針案を修正しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。この調整方針案は18ページも19ページもすべて同じ箇所でございます。20ページも21ページもその箇所だけを修正をしているということでお願ひをいたします。

それでは、説明をさせていただきます。差しかえ資料の17ページでございますけれども、本件も協議第12号同様に、協議の仕方について「協議を求める」ものでございます。

18ページをお願ひしたいと思います。そこで、地域審議会の内容を書いてありますが、簡単に触れさせていただきます。

地域審議会は、合併地域、編入地域の地域住民の皆様方の意見を反映する機関として、合併新法の第22条にこの地域審議会を設置することができるとされています。これも設置してもよろしいし設置しなくてもいいということでございます。

左側の上のほうに書いておりますけれども、佐世保市の現状というのを見ていただきた

いんですが、これまで4町との合併協議の経過を踏まえまして、旧町議員で構成されます地域審議会を平成19年5月2日まで設置してまいりました。また、平成19年6月以降は地区協議会ということで、地域審議会を継承する機関を設置いたしております。

20ページを見ていただきたいんですが、ここに地区協議会の概要を書いております。関係団体、学識経験者、公募委員等で構成されます地区協議会を平成19年6月以降は合併地域に設置をしてきているという状況でございます。

なお、本文の22、23ページを見ていただきたいんですが、ここに地域審議会の役割あるいは組織体系、それから、その継承機関でございます地区協議会の概念図を掲げておりますので、ご参照いただきたいと思っております。

戻らせていただきます。地域審議会継承機関としての地区協議会の取扱いにつきましては、18ページを見ていただきたいと思っております。

民意の反映という観点では、協議第12号「議会の議員の定数及び任期の取扱い」についてと関連するところがあるのではないかと考えています。例えば、議員さんの取扱いがどのようになるかによりまして、民意の反映のされ方に違いが出てくることも考えられます。それらを考慮していきながら、差しかえに書いておりますように、協議第12号「議会の議員の定数及び任期の取扱い」の今後の協議の方向性を見据えながら、後日、協議会の中で協議に付することとしたいということで、今回協議を求めるものでございます。よろしくご協議をお願いします。

説明は以上でございます。

【朝長会長】 ただいま事務局から説明がございました。

まず、お伺いをさせていただきたいと思っておりますが、佐世保市議会の委員さんのご意見はいかがでございでしょうか。

【佐世保市久池井委員】 協議第12号の議員の任期取扱いの件については、こういった方針案のとおりでいいんじゃないかなというように思っています。協議第13号につきましても、佐世保市議会特別委員会として大分協議をいたしましたけれども、協議調整方針案として議会議員の定数及び任期の取り扱いの今後の協議の方向性を見据えながら、同一協議をするということでございますので、そういった形の調整方針案で結構だというふうに考えております。

以上です。

【朝長会長】 ありがとうございます。

それでは、江迎町議会の委員の皆さんのご意見はいかがでしょうか。

安富委員。

【江迎町安富委員】 江迎の安富ですけれども、ちょっとお尋ねします。議員定数の選択で5つの項目が出ておるわけですが、どこかに書いてあったと思うんですが、小佐々、吉井、世知原の場合、まずもってこういった提案をなされていなかったか。

【朝長会長】 はい、事務局。

【事務局】 4町の場合も同じような提案をしております。そして、提案するに当たりまして、まず、議会同士でお話しをして、協議会で決めていきたいと思いますというようなことをやってまいりまして、その中で議会の皆様、それから協議会の委員の皆様の判断材料といたしまして、このような資料をご提供して協議に入っていたという経過がござい

ます。

以上でございます。

【江迎町安富委員】 定数特例で、いかにも江迎町と鹿町町が少数でありますけれども、江迎、鹿町が区分けをして1人、1人が議員になるのだというふうな感覚でとらえるわけですね。1番、2番でいった場合は、何かこう、そういったことが、ほかの地域ではなかったように私は認識しているんですけれども、ほんとうにこれで提案なされましたか。

【朝長会長】 はい、どうぞ。

【事務局】 すみません、あくまでも選択肢としてこれだけあるということをお示したものでございます。吉井、世知原、小佐々のときにも、仮に定数特例をとるならばそれぞれ1名ずつの定数になるという説明は申し上げました。

ですが、実際に協議した結果はこれとは違います。4町の場合は、12、13ページを見ていただきたいんですが、協議結果、(2)「議会の議員の定数及び任期の取扱い」については、合併特例法によります規定は適用しないということで、4町の場合は原則で議会の議員の取扱いがなされた。地域審議会は、旧町議会議員で構成される地域審議会が設置されたというような経過がございます。

以上でございます。

【朝長会長】 はい、よろしゅうございますか。

それでは、鹿町町の議会議員さんのご意見はいかがでしょうか。

宮田委員。

【鹿町町宮田委員】 鹿町町の宮田でございます。ただいまの調整方針案の中に、今後の協議の方向性を見据えながら後日協議に付すこととしているというところがありますので、本町議会と致しまして一度町議会に持ち帰りまして、町議会のご意見をお聞きして、随時協議をして、またこの場でご検討頂きたいと思っております。基本方針どおりということでよろしいかと思っております。

【朝長会長】 ありがとうございます。

地域委員さんからはいかがでしょうか。

はい、どうぞ。松田委員。

【江迎町松田委員】 冒頭に大変失礼なことを言いますがお許し願いたいと思っております。ここに集まっている合併委員というのは、議員も地域委員もみんな一緒というふうに理解しているんですが、そうじゃないんでしょうか。

というのは、今、冒頭に、議員の方に質問されました。会長さんが指名をされました。それはちょっと違うんじゃないかなと。議会の先生たちが意見を言われたら、私たち一般は言えんですよ。そういうところは含めていただいて、今後進めてもらいたいと思っておりますが、いかがなものでしょうか。

そして、意見をちょっと言わせてもらいます。

【朝長会長】 これに対しましては、先ほど冒頭に事務局のほうからもお話がございましたように、議会ということで、このことに関しましては、まず議会の中で協議をしていただくということが第一だと考えています。そういうことからいたしまして、今回まず議会の委員の皆様方に指名をさせていただいたということでございますので、特に他意はございません。そこはご理解いただきたいと思います。

【江迎町松田委員】 すみません、江迎町の松田です。

なぜ、こういうことを聞くかという、佐世保市議会議員、鹿町町議会議員、江迎町議会議員の皆さん方の身分の問題でございます。これは、合併協議会の委員として、一番大事な問題を回避しているのではないか、議会に付託するというのは回避しているのではないかという気がしてなりません。この問題こそ、合併委員がこうしたらどうですかという結論を出すのが筋じゃないかという気がしてならないんですが。

と申しますのも、佐世保市議会、鹿町町議会、江迎町議会の皆さん方は、積極的に合併されたとお聞きをいたしております。志の高い議員さん方に、自分の身分にかかわることに対して意見を話し合いなさいというのは大変難しい問題じゃないかなという気がいたしますが、私の考えの間違いでしょうか。お聞きいたします。

【朝長会長】 はい、事務局。

【事務局】 補足程度ということで説明させていただきます。

このご協議を持ち上げましたのは、あくまで一旦議会のほうで話し合いをしていただきますが、これを決めるのはこの協議会であります。議会で取りまとめたものをもとに、協議会としてご提案を申し上げて、それでこの中で協議をして決定していただくということで、あくまで決めていただくのはこの協議会で決めていただきます。

その前段といたしまして、まず議会の皆様でお話しをしていったらどうですかとご提案をしております。そういうことで、ぜひご理解をお願いできればと思っております。

【朝長会長】 はい、どうぞ。

【江迎町松田委員】 すみません、何度も。

その趣旨はわかるんですが、例えば議会で結論を出されたものを、私たち協議会がそれはおかしいということは出せないんですよ。そういうことをしたら合併がますますおかしくなってくる。それだけじゃないでしょうか。

議会というのはそれだけ権限もあるし、最終的には議会の結論なしに合併協議会で幾ら話しても、議会でそれはだめよと言われたら、これはみんなオジャンになってしまうんですよ。だから、私が言っているのは、議会の議員の先生方が決められたことを協議会でいや、それは違うよということは言えないということを言っているのですが、私の言っている意味は理解できますか。

【朝長会長】 はい、どうぞ。

【事務局】 よく理解をいたします。理解いたしますけれども、そうしたら、この案件をどのような形で協議会で協議をするかといったら、それを考えると一方では難しい部分もございますので、このような形で挙げさせていただいたこともございます。ぜひ、そういう部分もご理解いただけたらと思います。

ただ、議会の議員の皆様方の身分、あるいは定数が何人かということにかかわる問題です。4町のときもいろいろな議論がございました。いろいろな議論をした中でまとめてきた経過もございますので、それを十分経験、勉強もさせていただきながら、今回この2町との合併協議会の中でもこのような協議の仕方を提案したものでございまして、そこはぜひご理解をお願いしたいと思っております。

以上でございます。

【朝長会長】 松田委員、よろしゅうございますか。

いろいろなご意見はあると思うんですが、やはり議会に関することは基本的に議会のほうで十分に協議をしていただきながらコンセンサスを図っていただいて、そしてこの場に提案をしていただくということにさせていただきたいと思います。

そうした上で、最終的にはこの協議会が判断をするということになると思いますので、その場でこれはまた忌憚のないご意見をいただくということが必要だと思います。何も遠慮される必要は全くございませんので、どうぞご理解をいただきたいと思います。

それでは、地域委員さんは今いただいたんですが、鹿町町の地域委員さん、佐世保市の地域委員さんはご意見ございませんか。

はい、どうぞ。

【地域委員山口委員】 座ったまま失礼いたします。

先ほどの分ですが、議員特例の選択肢ということで、ここに5つばかりの提案内容があります。例えば、先ほどおっしゃったように、各町議会のほうで持ち帰って話をされたとした場合、例えば鹿町町が1番をとると、江迎町は2番をとるといった場合、それぞれ編入する場合は、別々の方法で合併議員の定数になるというふうなことも可能でしょうか。

私の考えとしては、やはり鹿町町と江迎町は一緒の方法で、例えば1番をとるなら1番をとということで、鹿町も江迎も一緒になって佐世保市に合併になっていくというのが基本ではないかなと思うので、そこら辺のところは、もう一度そちらの合併協議会の中でこうした問題について先ほど申し上げたように、今言われたような形にもっていくほうが良いと私は個人的には思っております。

【朝長会長】 答弁しますか。

【事務局】 補足説明ということでお願いしたいんですが、今、山口委員さんのご意見でございます。

江迎町と鹿町町に特例のとり方、あるいはとられた場合を含めて、違う方法をとることは法律上違反にはなりませんけれども、新市の一体性、今後の継続性等を考えた場合に、江迎町の議員さんにはこうしました、鹿町町の議員さんには別にこうしましたというようなことについては、佐世保市民、あるいは江迎町民、鹿町町民の皆様方から、多分理解を得られないんじゃないかと思えます。したがって、同じような方向性をとるとというのが望ましいんじゃないかと思えます。

ただ、そのことも協議の1つでありましょうから、事務局では軽々に言えないということだけはぜひご理解をお願いします。ただ、そのようなことが望ましいんじゃないかというふうに考えられます。以上、補足説明として申し上げます。

以上でございます。

【朝長会長】 意見が違う可能性もあると思います。しかし、それを調整するのがこの会だと思っています。

ほか、ございませんでしょうか。

はい、深江委員。

【地域委員深江委員】 深江です。

議員さんの身分の取扱いということで、予算が大変だろうと思っているのですが、10ページの中で、平成20年5月2日までということを書いてあります。多分これは、佐世保市議会議員さんの任期だと思います。それぞれ町長さん、議員さん、任期があると思

ます。参考意見でいいですけれども、それぞれの鹿町町、江迎町の議員さん、町長さんの任期をちょっと教えていただければと思います。

これは、この後の地域審議会、あるいは先に話がありました合併の期日とも関係が出てくるのではないかと思いますので、はっきりわかりましたらお願いいたします。

【朝長会長】 わかりますか。もしわからなければ町長さんに聞きます。

【事務局】 資料を持ち合わせてございません。

【朝長会長】 申しわけございません。それではよろしいですか、鹿町町、江迎町。

【亀山副会長】 江迎町の場合は、来年10月29日が任期でございます。町議も町長も一緒でございます。

以上です。

【朝長会長】 では、鹿町町。

【宮田副会長】 鹿町町は、町長が来年7月28日までの任期。そして議員さんは平成19年選挙です。まだちょっと任期があります。

【朝長会長】 議員さんは平成23年5月2日までということですね。深江さん、よろしゅうございますか。江迎町は、町長さん、そして議員さんともに平成21年10月29日です。それから、鹿町町は、町長さんが平成21年7月28日、そして議員さんが平成23年4月29日ということで確認をさせていただきたいと思います。いいですね。

江迎町、後で確認いたします。議員さんが違うんですか、町長さんが違うんですか。

【亀山副会長】 選挙は一緒です。

【朝長会長】 選挙は一緒だけど、議員さんのほうがちょっと違うんですね。途中の経過があるようで、町長さんと議員さんはちょっと違う可能性があるんで確認をするということですね。それでは、江迎町は、後で確認をしていただきたいと思いますのですが……、やっぱり10月には変わらないということですね。はい。

よろしゅうございますか、深江さん。

ほかは、地域委員の方はございませんか。広域委員の先生方でございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【朝長会長】 それでは、ご意見がないようでございますので、取りまとめたいと思います。

まず、協議第12号の「議会の議員の定数及び任期の取扱い」については、協議の進め方として、まず、佐世保市議会、江迎町議会、鹿町町議会で協議を行い、その協議結果を受けて協議会全体で協議を行い、取扱い方針の確認をしていく。

次に、協議第13号「地域審議会・地区協議会の取扱い」については、協議の進め方として協議第12号「議会の議員の定数及び任期の取扱い」の今後の協議の方向性を見据えながら後日協議に付するということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、そのように取り計らいたいと思います。佐世保市議会、江迎町議会、鹿町町議会の皆さんにはご苦勞をおかけすると思いますが、よろしく願いをいたします。

以上で、第2回会議次第の提案事項、今回提案分から今回協議のところまで終了いたしました。

提案事項の途中ではございますが、ここで若干休憩をとりたいと思います。再開は10

時45分からいたします。大体10分程度の休憩とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(午前10時35分休憩)

(午前10時45分再開)

【朝長会長】 定刻になりましたので、会議を再開させていただきます。提案協議に入ります前に、先ほどの江迎町の町長さんと議員さんの任期の正確な期日がわかりませんでしたので、正確な期日をお知らせいただくことにいたしたいと思います。

【亀山副会長】 それではお答えいたします。江迎町の場合は、町長が平成21年10月28日が任期でございます。町議会が平成21年10月20日になっております。

以上でございます。

【朝長会長】 ありがとうございます。

確認をさせていただきますが、江迎町の町長が平成21年10月28日、町議会議員が平成21年10月20日ということでございます。

それでは提案事項に入ります。これから提案される案件は、本日の提案を聞いた上で、次回協議会で議論し決定をしていくこととなります。本日は事務局の説明を聞いていただいて、不明な点やご意見などを出していただければと存じます。今回は、会議次第にもしるしておりますように、8件の提案をいたしております。

協議第14号

【朝長会長】 それでは、協議第14号「農業委員会の委員の定数及び任期の取り扱い」についてを議題としたいと思います。事務局の説明を求めます。

【事務局】 第2回会議次第の25ページをお開きください。協議第14号「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い」についてでございます。

まず、農業委員会の委員さんがどういう役割を担っていらっしゃるのだろうかということとを先に説明いたします。

農業委員さんは主に農地の売買とか、農地の転用に際しまして、農地の無秩序な開発を監視、抑止する役目を担っていらっしゃいます。その職務は農地等の利用関係の調整、あるいは農地の交換分合、その他農地に関する事務を執行する役割がございます。そして、農業委員会は法律により市町村に設置が義務づけられている行政機関でございます。委員は選挙による委員と選任による委員で構成されております。

それでは、「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い」についてでございますが、江迎町と鹿町町の農業委員会は、佐世保市の農業委員会に編入をするというのが大原則です。そして、江迎町及び鹿町町の農業委員会の選挙による委員のうち、江迎町3名、もともと江迎町の農業委員会では8名の選挙委員がおられますけれども、8人の中から3名、それから鹿町町は現在5人の選挙による委員さんがいらっしゃいますが、そのうちの2名は、合併特例法の規定によりまして、佐世保市の農業委員会の委員の在任期間、これは平成23年7月19日まででございますけれども、在任期間、引き続き佐世保市の農業委員会の委員として在任をする。そして、特例期間経過後、要するに23年7月19日以降につきましては、佐世保市の農業委員会の選挙の委員の定数等に関する条例を改正いたしまして、選挙区の見直しを行うということで提案をいたしましたものでございます。

理由でございますが、江迎町、鹿町町の地域農業における激変緩和を図るため、農業委員の不在期間をなくしまして、両町の円滑な農政運営及び農業委員会の業務を行おうとするためでございます。また、統一的な農政運営という観点から、1つの農業委員会の設置が望ましく、また合併による財政の効率化が図られるということからこのような提案をいたします。

在任数については、江迎町、鹿町町の農業委員会の業務及び耕地面積等を考慮いたしまして、江迎町3名、鹿町町2名ということで、ご提案を申し上げるものでございます。

26ページ、27ページをお開きください。ここで行財政調書に、佐世保市、江迎町の状況を説明しております。

佐世保市の農業委員は選挙による委員が30名、ほかの選任委員が7名、合わせて37名でございます。委員といたしましては、選挙による委員が今30名でございまして、選挙区も4つに分かれております。有権者数が7,429人というような状況です。一方で、江迎町におきましては、選挙による委員が8名、選任委員を含めまして14名ということで委員の任期はほぼ同様でございます。

同じように28、29ページ、鹿町の状況で申し上げますと、選挙による委員が5名、選任による委員が4名、合わせて9名ということでございます。

実際、どのような選択肢があるのか調整方針シミュレーションということで書いておりますけれども、原則論でいきますと、合併後1農業委員会の設置をして、在任特例を適用しないというケース。それから2番目といたしまして、在任特例をとるケース。それから3番目として、合併後も従前の農業委員会は併設するケース。この3つが考えられるものでございます。この3つを考えた場合に、2番目の在任特例を採用して提案をしていく。ただ、在任をする人数につきましては、3名、2名ということでしているということでございます。

なぜこのようなことをするかということについてご説明申し上げます。30ページ、31ページをお開きください。農業委員（選挙委員）1人当たりの業務量等を比較するというように書いております。

今、佐世保市の農業委員会、選挙委員30名と先ほど申し上げましたけれども、この1人当たりの耕地面積が95.7ヘクタール。一方で、1人当たりの受け持っているらっしゃる農家世帯が117.1世帯。1人当たりの有権者が247.6人。農業委員1人当たりの受付件数が20.4件。これに一番近い線で、両町の農業委員さんの在任する数を調整したほうがいいのではないかということで検討いたしました。

右から2番目、江迎町農業委員会選挙委員さん3名の場合には、農業委員1人当たりの耕地面積も110ヘクタールでそう大きく変わりません。世帯数も91世帯、1人当たりの有権者数は若干下がる。1人当たりの受付もそう変わらない。同じように、鹿町町の農業委員会2名の在任、右から2番目でございますが、農業委員1人当たりの耕地面積が69ヘクタールと若干佐世保市よりも下回ります。世帯数はそう変わらない。1人当たりの有権者数も若干下回る。農業委員1人当たりの受付件数も若干も下回るというような状況でございますが、江迎町の委員さんで3名、鹿町町で2名というのが一番適切ではないかということで、ご提案をしているものでございます。

以上でございます。

【朝長会長】 ただいまの事務局の説明について、何かご意見、ご質疑はございませんでしょうか。

はい、どうぞ。林委員。

【江迎町林委員】 江迎の林です。26ページに出ていますが、選挙区制になっているようですけれども、もし、この合併ができたとするならば、この江迎町、鹿町町の選挙区はどのようになるのか。

【事務局】 農業委員会からご説明をお願いいたします。

【朝長会長】 農業委員会、いいですか。

【農業委員会沢田】 農業委員会、事務局の沢田です。よろしく申し上げます。

今まで4町が合併しておりますが、今度新たに合併となると、全体的な見直しもしなくてはいけないのかなということで、まだ選挙区につきましては、決めておりません。したがって、何名とかということもございませんし、また、江迎町、鹿町町で新たな選挙区を設けるといふことにもまだ至っておりませんので、この後の協議の結果だと思っております。よろしく申し上げます。

以上です。

【朝長会長】 よろしゅうございますか。

ほかに、農業委員に関することにつきまして、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【朝長会長】 それでは、これくらいで質疑をとどめまして、次に移ります。

協議第15号

【朝長会長】 次に、協議第15号「地方税の取扱い」についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

【事務局】 33ページをお開きください。協議第13号「地方税の取扱い」についてでございます。

地方税の取扱いについては、佐世保市の制度に合わせます。ただし、法人市町村民税の法人税割については、合併特例法第16条第1項の規定によりまして、不均一課税とすることとして、期間を合併年度及びこれに続く3年度とするということでございます。

そこに掲げておりますように、地方税は、1つは個人市(町)民税がございます。これにつきましては、個人均等割は市も町も同額で、年額3,000円ということで変わりません。違う部分は、佐世保市の場合は均等割の非課税基準が高く、113万4,000円。一方、江迎町、鹿町町は、100万8,000円ということで、非課税基準が佐世保市が高いということでございます。

2番目として、法人市(町)民税がございます。法人市(町)民税の法人税割につきましては、佐世保市が14.7%、これは制限税率を採用しております。一方で、江迎町、鹿町町におきましては、標準税率である12.3%を採用されております。ちなみに100万円課税されている法人ということで計算いたしますと、14万7,000円と12万3,000円の差、2万4,000円の法人負担の増になるということでございます。

3番目に固定資産税がございますが、これは納期を除きまして佐世保市と同一制度です。後で少し説明しますので、ここは簡単に触れますが、軽自動車税につきましては、納期と

免税が若干違う。市町村たばこ税は一緒でございます。特別土地保有税も同一の制度でございます。今現在1市2町とも課税停止という状況です。課税はしておりません。都市計画税は、佐世保市は都市計画税が市街化区域内に所有する土地及び家屋の所有者にかかります。江迎町は全域、鹿町町も一部都市計画区域指定はございますけれども、用途指定がございませんので、都市計画の2町は課税対象外ということになります。入湯税は、江迎町にはございませんが、佐世保市と鹿町町は、課税免除対象者の範囲が違いますけれども、それを除いては同一の制度でございます。

35ページ以降につきましては、地方税の比較一覧ということでしておりますが、ここはポイントのみ説明いたします。

36ページでございます。固定資産税は納期が違いまして、佐世保市は年内、12月25日までに4期分を納税する必要がございます。一方、江迎町、鹿町町は、次年の2月末までということで期間が違う、佐世保市が短いということでございます。仮にこのようなことで決定されますと、今まで2月末までに納めておればよかったものが、12月25日までに納めていただくということで、十分住民の皆様方に説明をする必要が出てくるというようなことでございます。

それから、39ページ以降に行財政調書をつけております。市民税は先ほど申し上げましたように、2番目の均等割の非課税基準が違うということで見ただけならばと思いません。

それから、41ページをお開きください。ここは、法人市町村民税で不均一課税を採用したいということで提案を申し上げておりますけれども、江迎町の状況でございます。

江迎町で全法人が121社ございます。この中で平成18年度課税状況調によりますと該当する法人税がかかった法人が35社ございまして、この影響額を参考欄に掲げておりますように、試算を出しますと、制限税率が12.3%から14.7%になったと仮定して計算しました場合には、年間650万6,000円の影響、負担増になるということです。

また、同じように42ページでございます。鹿町町の法人は97社ございますが、その中で法人税割がかかったところが44社ございます。これを同じように影響額を試算してみますと、年間に334万8,000円の影響があるということです。

650万円、それから330万円の影響額ということで、3年間不均一課税を行うということで提案しているものでございます。あと、固定資産税は、納期が違う部分以外変わりません。

45ページ、軽自動車税でございます。ここでは大変申しわけございませんが、資料の訂正をさせていただきます。佐世保市の欄の納期限で、5月16日から31日までと書いております。この下に「市税条例第39条」と書いてありますが、すみません、これは「条例第38条」の誤りでございまして、ご訂正方よろしく願いいたします。

軽自動車も納期の違いがある。江迎町の場合は4月15日から30日までに納めなければいけない。佐世保の場合は1カ月おくれになるということでございます。

それから47ページ。同じように鹿町町の資料につきましても、先ほどの納期限が市税条例「第39条」を「第38条」にご訂正方を、すみませんがよろしく願いをいたします。

あと、減免の部分が違いまして、例えば48ページを見ていただきたいんですが、佐世

保市の場合は、課税免除を受ける自動車の範囲が1)から5)まで、例えば4)では社会福祉法人が所有し、社会福祉法に規定する事業の用に供する軽自動車等が課税免除を受けられるというようなことがございます。同じように町もございますが、その範囲がまた違うということでご理解をいただければと思います。

あとはそう違いはございませんので説明については省かせていただき、あとは見ていただきたいと思います。

それから55ページ、入湯税についてでございます。江迎町はございません。いわゆる施設がございません。

56ページ、鹿町町の場合は、皆さんよくご存じと思いますが、やすらぎ館がございます。ここについては、対象になるかどうかという判断があるわけでございますが、課税免除の範囲が佐世保市の場合、宿泊を伴わない日帰りの入湯者となっております。宿泊する施設に実際入湯税がかかるということでございまして、今、鹿町町のやすらぎ館につきましては宿泊施設はございませんので、課税対象にならないということでございます。

以上のようなことで、「地方税の取扱い」について提案するものでございます。

以上でございます。

【朝長会長】 ありがとうございます。

「地方税の取扱い」につきまして事務局から説明がございましたが、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【朝長会長】 質疑はないようでございます。次に移りたいと思います。

協議第16号

【朝長会長】 次に、協議事項第16号「慣行の取扱い」についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

【事務局】 57ページでございます。「慣行の取扱い」についてでございますが、4つについてご提案申し上げております。

1つが、「市の花」、「市の木」、「市の歌」でございます。これについては佐世保市に合わせましょうというご提案でございます。ただし、江迎町、鹿町町の花、木、歌につきましては、両地区由来の花、木、歌として伝承していきましょうというご提案でございます。

これについては、58、59ページ、行財政調書を見ていただきたいと思いますが、佐世保市は市の花が「カノコユリ」、市の木が「ハナミズキ」、市の歌は「佐世保市歌」がございまして、江迎町は、町の花が「スイセン」、町の木が「まき(槇)」、町の歌は二つございまして、「江迎町歌」と「江迎音頭」ということになっております。

59ページでございますが、鹿町町におきましては、町の花が「ツツジ」、町の木が「カシ(榎)」、町の歌が「鹿町町歌」、「鹿町遊情」、「鹿町音頭」ということで、平成元年4月に指定されております。

これは、方針として佐世保市に合わせるということにいたしておりますが、そうなりますと江迎町、鹿町町の地区の花、木、歌をどうするのかといった問題になります。慣れ親しんだ町のシンボルがなくなることについて一定の配慮が必要ということで、このような両地区由来の花、木、歌として伝承していきましょうということです。具体的対応策の中

にも書いておりますように、慣れ親しんだ江迎町、鹿町町のシンボルとして、花、木、歌は地域の特性を出す素材として、地区のまちづくりに生かしていくこととする。4町との合併も同じような調整をしてきた経過がございます。

次に2番目、戻っていただきまして57ページです。

江迎町、鹿町町の宣言についてでございます。これにつきましては、佐世保市の宣言に統合しますという提案でございます。

これは、60、61ページ、佐世保市は、「平和宣言」から「男女共同参画都市させば宣言」まで9つの宣言がございます。一方、江迎町は、「核兵器廃絶・平和の町宣言」、「飲酒運転根絶宣言」、「暴力根絶宣言」と3つがございますが、これは佐世保市の左側の9つの中に同じような宣言がございます。したがって、これはこのことと重なりますので統合してもよろしいんじゃないかと。

同じように鹿町町におきましても、「平和宣言」、「飲酒運転追放宣言」、「交通安全都市宣言」と3つございます。このことにつきましても、9つの佐世保市の宣言の中に同じようなものがございますので、佐世保市の宣言に統合するということができるんじゃないかということで提案をいたしたものでございます。

また57ページに戻りますが、3番目の憲章でございます。市(町)民憲章については、佐世保市の憲章を用いるものとするということでご提案をいたしております。

これは62ページでございます。左側に書いておりますように、佐世保市は「美しい西海の自然……」から「……この憲章を守ることを誇りとします」。その後1から5番まで、「私たちは、力を合わせ、明るい家庭と豊かな郷土をつくりましょう」から、5番目「交通事故をなくし公害のない町をつくりましょう」ということで、5つのことをベースとした市民憲章を持っています。江迎町は町民憲章はございません。鹿町町は、町民憲章が5つあります。これについては、選択肢といたしまして佐世保市のものを用いるという方法。それから、合併後、新たな市民憲章を策定するという2つの方法がございます。

旧4町の場合には、合併後新たな市民憲章を策定するという方向で調整してまいりましたが、今回は佐世保市の憲章を用いることにしておりますのは、1つが佐世保市の市民憲章自体が30年前のものであり、見直しが必要ということもあっているんですが、佐世保市はこの第1回協議の中でご説明申し上げましたように、この合併を通じまして30万人都市、中核都市を目指していきましょうという方向のもとに、合併を進めていこうとしているものでございます。ですから、その段階で市民憲章をきっちり見直していてもいいのではないかということで、佐世保市の憲章を用いるということでご提案申し上げております。

それから、き章についてでございます。き章については佐世保市の例によるということで提案をしております。

64ページ、65ページを見ていただきたいんですが、佐世保市はひし形をした「サセボ」という文字をなぞらえたき章でございます。江迎町は、「エムカエ」と片仮名で書いてぐるっと丸をしたもので、鹿町も真ん中に「カ」があつてというようなことでございますが、き章につきましては、佐世保市に合わせる。佐世保市という名称が変更されることがない以上、現在、佐世保市が使用しているき章をすべて変えるのは難しゅうございますので、これは佐世保市の例によるということで提案しているものでございます。

以上でございます。

【朝長会長】 ありがとうございます。

ただいまの事務局の説明につきまして、何かご意見、ご質問ございませんでしょうか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

【朝長会長】 ないようでございますので、これくらいで質疑をとどめ、次に移りたいと思います。

協議第17号

【朝長会長】 次に、協議第17号「国民健康保険事業の取り扱い」についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

【事務局】 67ページをお願いいたします。協議第17号「国民健康保険事業の取り扱い」についてでございます。

この事業の取扱いについては、佐世保市の制度に合わせる。ただし、国民健康保険税率については次のとおりとするということで、合併年度、目標としては平成21年度中ということでございます。平成22年3月までは1市2町でそれぞれ賦課している税率を用い、合併新法の規定によって合併年度の平成21年度は不均一課税としましょう、合併してからは新市の税率に統一をいたしましょうということでございます。

賦課方式につきましては、実際には均等割、世帯割、所得割、資産割の4つの方式があるんですが、このうちの均等割、世帯割、所得割の3方式を採用しまして、江迎町及び鹿町町の資産割を伴っている制度を廃止するというところのご提案でございます。

合併翌年度から税率を3方式に採用した場合につきましては、江迎町、鹿町町等関係する住民の方々については、保険料での負担増が生ずることが予測されます。そこで、大体どれくらいかという計算をして提案しているものがございますが、そうは1人当たり大きな違いは生じないので、経過措置は設けないということでご提案をいたしております。

なお、介護納付金分につきましては、これも合併年度は不均一課税といたしまして、翌年度合併してからは、新市の税率に統一するという方針でございます。

68、69ページが、佐世保市、江迎町の税率の状況、1人当たりどれくらいの調定額で、1人当たりどれくらい保険を支払っていらっしゃるかというのを示したものでございます。特に、ここで一番ポイントとなりますのは、佐世保市に合わせるということが基本的な方針でございます。合わせた場合に、江迎町の住民の皆様方がどれくらい負担増になるのか、あるいは負担減になるのかというのが大事な部分になってくるということで、佐世保市の税率で江迎町税額を試算比較したものを書いております。

これは、今年の6月現在、それぞれ専門部会で数値を算出いたしました。佐世保市の税率で比較いたしますと、医療給付分は、佐世保市の税率に合わせますと、1人当たり4万9,394円。一方、江迎町の税率のままですと4万4,204円になりますので、これは1人当たり5,190円負担が増えてしまうという形になります。一方で、後期高齢者負担金は同じ計算をいたしますと、逆に3,419円負担減になります。それから、介護納付金分も1,537円の減になりまして、合計は書いてありませんがトータルいたしますと、町民1人当たり年間234円の増加になります。これは74ページに詳しい試算をしておりますので、後で参考にさせていただきたいと思います。

それから、70ページ、71ページは鹿町町の状況でございますが、同じように1人当たりを比較しますと、医療給付分で佐世保市は5万2,383円、鹿町町の税率でいきますと4万1,075円で、これは年間1万1,308円増になります。一方で、後期高齢者支援金分で計算いたしますと、4,044円の負担減に、介護納付金分も1,358円の減になる。差し引きまして、1人当たり平均5,906円の増になります。年間5,900円ですから、月当たり490円から492円ぐらいの増になります。この辺はいろいろな町民の皆様、歳出の調整によって上がったたり下がったりしますので、専門部会の中でもいろいろ議論はあったんですが、これも佐世保市に合わせざるを得ないんじゃないかということで、このような提案をしております。

これは75ページに詳しく計算根拠を設けておりますので、参考にしていただきたいと思います。

それから、76ページでございます。国保の中で、佐世保市も江迎町、鹿町町もそれぞれ基金を持っておりますが、今、佐世保市は平成19年度末での基金保有額が10億1,700万円、保有割合としては5.89%。江迎町は1億3,500万円、ただ、保有割合は32%と多くなります。鹿町町も同様に平成19年度末の基金保有額が1億5,000万円ということで、これも保有割合は35.8%と高いというような状況でございます。

これらの中で先ほど私が説明申し上げましたような提案をするものでございます。よろしくお願いたします。

以上でございます。

【朝長会長】 ただいま「国民健康保険事業の取扱い」について説明がございましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

はい、どうぞ。

【地域委員松田委員】 江迎町の松田と申します。

76ページ、基金の保有割合が江迎町と鹿町町はほとんど似ているんですが、佐世保市さんの保有割合が5.94%ということで、大変少ないように感じます。というのは、私は江迎町の国保の運営協議会の会長をさせてもらっておりまして、私たちが指導を受けた基金の保有割合は、市町村は25%から30%ぐらいは持ちなさいというふうに県等からの指導を受けております。佐世保市の場合は5.94%と、何か計算の仕方が違うのかどうか、ちょっと少ないんですが、どうしてこういうふうになるのかなと思っているんですが、これは後でまた審議があるんでしょうから、次回のときに詳しい説明をよろしくお願いたします。

それと、この資料の中を見ていきますと、国保の徴収率が出ておりません。この保有割合が実際ほんとうだったとしたら、おそらく徴収率も鹿町町、江迎町に比べて若干悪いのではないかなと思いますので、徴収率等も提出をお願いいたします。

以上でございます。

【朝長会長】 今、お答えができれば答えていただきますが。

はい、どうぞ。専門部会お願いたします。

【佐世保市市民生活部】 佐世保市の市民生活部でございます。1点目の保有割合が25から30になっていたんじゃないかご指摘いただきましたけれども、私どもは5%ということで保有割合をキープする旨、上位官庁から指示を受けているところでございます。

2点目でございますけれども、確かに私どものほうは若干徴収率は低うございまして、91%、現年度ではキープをできないという状況がございまして、国からの補助等で5%、ペナルティーをいただいているということは、これは事実でございます。ただ、県下旧8市等々で比べましたところ、本市のほうは上のほうからも大変十分な徴収が上がっているということで、お言葉をちょうだいしているというのが実情でございます。

いずれにしても、次回の中で詳しくご報告をさせていただきたいと思っております。

【朝長会長】 松田委員、よろしいですか。

【江迎町松田委員】 はい。

【朝長会長】 ほか、ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【朝長会長】 それでは、このぐらいで質疑をとどめたいと思っております。

協議第18号

【朝長会長】 次に、協議第18号「高齢者福祉制度の取り扱い」についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

【事務局】 77ページをお願いいたします。協議第18号「高齢者福祉制度の取り扱い」についてでございます。

これは、高齢者福祉制度の中の敬老行事（敬老祝金、敬老記念品、長寿祝金）について提案するものでございます。この敬老行事につきましては、佐世保市の制度に合わせます。ただし、敬老祝金については、合併年度が平成22年3月末、要するに21年度の場合はその年のみを引き継ぐということでの提案でございます。

理由の欄でございますけれども、敬老行事のうち、敬老記念品、長寿祝金につきましては、2町の制度よりも佐世保市のほうが上回っているという状況です。したがって、これは佐世保市に合わせましょうということでございますが、敬老祝金につきましては、吉井、世知原、小佐々との合併時に設けた経過措置も含めまして、佐世保市全体が制度の見直しを行いまして、平成19年4月から敬老祝金は見直し（廃止）をいたしてございまして、その関係から、敬老祝金は廃止といたしますけれども、両町におきます受給者の影響を考慮して、合併年度についてはそれを引き継ぎましょうということにいたしてございます。

これは78、79ページを開いていただきたいんですが、まず、佐世保市の状況です。佐世保市も平成18年度までは、満80歳以上の方に、民生委員さんを通じまして5,000円の敬老祝金（敬老年金）を出してございました。しかしながら、平成19年4月1日からは事業廃止させていただいております。一方で、敬老記念品でありますけれども、米寿の市民の方に1万円相当の記念品を贈呈いたしてございます。長寿祝金であります、満99歳以上の方に5万円の祝い金を贈呈いたしてございます。

一方で、江迎町におきましては、敬老祝金は80歳に達していらっしゃる方に5,000円の支給。敬老記念品は、米寿の方に5,000円ですから、これは佐世保市と一緒にあります。長寿祝金は100歳の方に3万円ですので、佐世保市の場合よりはこれもプラスにはなる。ただ、敬老祝金は佐世保市が廃止としますので、この分についてはなくなってしまうということでございます。

鹿町町につきましても、同じように、敬老祝金は77歳、88歳から98歳の方に5,000円の支給。99歳以上の方に1万円支給ということになっております。敬老記念品につきましても、米寿記念品は佐世保市と同じように1万円相当の毛布セット。長寿祝金はないということで、これらの状況を専門部会で検討いたしまして、先ほどのような例を幹事会の中でもこのことで協議会上げましょうということで提案をしているものでございます。

以上でございます。

【朝長会長】 ありがとうございます。「高齢者福祉制度の取扱い」について、何かご意見、ご質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【朝長会長】 ないようでございますので、質疑をとどめます。

協議第19号

【朝長会長】 次に、協議第19号「障がい福祉制度の取扱い」についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

【事務局】 81ページをお願いいたします。協議第19号「障がい福祉制度の取扱い」についてでございます。

このことにつきましては、障害者医療費給付制度、障害者の中の障害者医療費助成、いわゆる福祉医療のことについて協議をお願いするものでございまして、これは佐世保市の制度に合わせます。ただし、2町において合併前に対象であった方につきましては、合併年度及びそれに続く3年間、各町の制度をそれぞれ適用しましょうということで、激変緩和のために経過措置を設けまして、その後佐世保市に合わせますというご提案でございます。

なぜこのような取り扱いをするかということについてであります。佐世保市と江迎町、鹿町町ととらえますと、江迎町、鹿町町さんのほうがサービスが高くなっております。例えば、身障手帳の1級・2級者、療育手帳のA1・A2の方というのは、佐世保市も江迎町、鹿町町も800円を超える額につきましてもそれぞれ助成がありますから、個人のご負担は800円で済むわけでございますけれども、身障手帳の3級の方、あるいは療育手帳のB1を保有の方につきましては、佐世保市の場合は800円を超えた3分の2を助成すると、3分の1の分は負担していただかなければいけない。一方、江迎町、鹿町町の方につきましては、同じように800円までの限度でよろしいということになっておりますので、そこで佐世保市に合わせるといたしますと、両町の町民の関係の方々にはご負担が出てくる、同じようなことが療育にも言える。次のページの高齢者の医療受給者資格者の方にも同じようなことが言えるということで、このような提案をしておるものでございます。

83ページ、概略だけご説明申し上げます。佐世保市、この3番目の支給状況を見ていただきたいと思います。対象者がトータル5,811人いらっしゃいます。支給件数がトータルで6万8,822件。3億6,050万7,000円の経費がかかっております。

一方、江迎町におきましては、支給状況でございますけれども、対象者が300人、支給件数がトータル2,999件、約3,000件で、1,323万円でございます。

一方で、84ページ、鹿町町でございますけれども、鹿町町は対象者が合計で327人、支給件数が2,213件で、821万1,000円の経費がかかっているという状況でございます。

これにつきまして、佐世保市に合わせて3年間だけ経過措置をとりましょうといたしますと、江迎町の方で年間1,110万1,000円の増。鹿町町の場合につきましては、86ページの財政シミュレーションの中に書いてありますけれども、871万6,000円の増になります。

これは、85ページの資料を見ていただきたいんですけども、実際に対象が拡大することによっての影響額、この網かけをしている部分であります。単年度で江迎町が370万円、3年間で1,110万円。鹿町町は、町単独で290万5,000円、3年間で871万5,000円ということで、この分が4年間増えますけれども、3年は経過措置をとりましょうということです。

逆に、両町に佐世保市を合わせということを行いますと、資料83ページに戻っていただきたいんですが、右側の下の欄に調整方針パターン財政シミュレーション、佐世保市が2町に合わせた場合どうなるかということを試算いたしますと、年間8,437万7,000円の増になりますので、これはできないということで、佐世保市に合わせまして3年間経過措置を設けましょうということでご提案をしているものでございます。

以上でございます。

【朝長会長】 ありがとうございます。「障がい福祉制度の取扱い」について説明を受けましたが、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。

意見、ご質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【朝長会長】 ないようでございますので、これくらいで質疑をとどめ、次に移ります。

協議第20号

【朝長会長】 次に、協議第20号「入札・契約に関する事務事業の取扱い」についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

【事務局】 87ページをお開きください。協議第20号「入札・契約に関する事務事業の取扱い」についてでございます。

これは、両町の建設業者の方々への対応ということでのご提案でございます。合併したことによって急に工事がなくなったとかいうことができるだけ起こらないようにというような観点でのことございまして、次のような調整方針を提案しております。

この「入札・契約に関する事務事業の取扱い」につきましては、佐世保市の制度に統合します。ただし、合併後、最長5年間はそれぞれの地域性等を考慮した指名、選定方法で対処します。3年をめどに継続するか否かを協議するというようなことでございます。

理由は、先ほど申し上げましたように、江迎町、鹿町町の建設事業者の方々への経営環境の急変を緩和するためということで提案するものでございます。

もう少し具体的に言いますと、江迎町、鹿町町で行われている工事は、江迎町、鹿町町の業者さんを指名しながらやっていきたいと思いますということを行おうとするものでございます。ただし、今の佐世保市である工事については、今の江迎町、鹿町町の業者さんは入れ

ないこととなります。今、旧合併4町でも同じような取り扱いをしておりますが、賛否両論がございます。非常に営業熱心な事業者のところ、ある程度大きい方、そういう方につきましては、「いや、もうその後は取っ払ってもらって佐世保市全体の工事を受けたほうがいいですよ」という事業者さん方もいらっしゃる、「いや、自分たちはやっぱり旧町の中で工事をしていきたいので、そういうふうにやっていただきたい」と両案がございます。この調整方針につきましては、具体的に5年間までは地域性を考慮した指名、指定の方向をとりまして、3カ年間やってみてそこで皆さんの意見を聞いていただいて、これはやめてもらって佐世保市全体で発注した方がいいということになれば、それはそれで見直しもしていくということをこの調整方針では掲げていくものでございます。

88、89ページは、それぞれ佐世保市の入札のやり方、江迎町でのやり方、鹿町町のやり方を資料として提出しておりますのでご参考にしていただきたいと思います。

参考までになりますけれども、江迎町におきましては、参考欄の予定価格は、130万円以上の建設工事は、平成19年度の実績として20件、落札額が3億2,400万円。一方、鹿町町におきましては、46件の落札金額が2億7,000万円というような状況です。佐世保市は、平成18年度の実績でございますけれども、契約課及び水道局が発注した予定価格が130万円を超える工事につきましては、802件の95億4,800万円ほどでございます。

以上でございます。

【朝長会長】 ありがとうございます。

「入札・契約に関する事務事業の取扱い」について説明がございましたが、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【朝長会長】 ないようでございますので、質疑をとどめます。

協議第21号

【朝長会長】 次に、協議第21号「環境部会事業の取扱い」についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

【事務局】 91ページをお願いいたします。協議第21号「環境部会事業の取扱い」についてでございます。

これは、部会事業の中でごみ処理の収集回数についてそれぞれ違いがありますので提案するものでございます。

ごみ処理の収集回数につきましては、佐世保市の制度に合わせます。ごみの収集回数については、ごみ減量化、あるいは資源化促進等の観点、視点から2町の制度の見直しを行いまして、可燃ごみを週2回収集といたします。不燃ごみを月1回収集といたします。資源物を月2回収集とします。また、粗大ごみにつきましては、電話予約をもって随時戸別訪問収集とする。佐世保市はこのような方針をとっておりまして、それに合わせていただきましょうというご提案でございます。

理由といたしましては、ごみの減量化と収集経費の抑制という観点からこのような提案をするものでございます。

92、93ページにその違いを資料としてお示ししております。今、申し上げましたよ

うに、佐世保市は、地区によって若干違うところもございますけれども、全体といたしましては、燃やせるごみ、可燃ごみは週2回収集、一方で江迎町、鹿町町、これは北部塵芥一部事務組合がすべて取り行っておりますので、週3回、今、月・水・金と、火・木・土に分けて、それぞれ収集をしていらっしゃる。次に、不燃ごみ、燃やせないごみにつきましては、佐世保は月1回収集ですけれども、2町につきましては、月2回、第1・第3等々での収集。資源ごみとリサイクルごみは同じように月2回でございます。粗大は、2町の場合につきましては、自分たちでステッカーを一番下のように買っていただいて処理する。これは使用料が違うんですが、別途使用料の取り扱いの中で提案をいたしますので、その中でご議論を賜りたいと思っております。

ここは江迎町、鹿町町の住民の皆様方には、例えば燃やせるごみは週2回になるということでの提案でございます。今、佐世保市民の方々、私も含めまして、週2回で十分ごみ処理のことはできております。旧4町の場合、そこは週3回以下になったのにサービスが高いんじゃないかという議論もあったんですが、実際にやってみていただいて、最初は少し混乱いたしましたけれども、だんだんなれていただいている状況もございます。ということで、このような提案をするものでございます。

以上でございます。

【朝長会長】 ありがとうございます。「環境部会事業の取扱い」について、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

はい、どうぞ。林委員。

【江迎町林委員】 資源物の収集とありますけれども、江迎町のほうは缶類から紙類までやっているんですけれども、そういう種類別、分別の種類というのはどのようになっているのでしょうか。

【事務局】 環境部会長からよろしゅうございましょうか。

【朝長会長】 環境部会長、よろしいですか。

【環境部会長】 環境部会の野見山です。

佐世保市のごみの分別状況は、今、事務局からご説明がございましたように、燃やすごみ、燃やせないごみ、それから粗大ごみと資源物で4種類に分かれて、14分別ということでごみの分別がされております。

今お尋ねになりました資源物につきましては、これは缶類から廃乾電池までずっとありますが、先ほど言いましたように、月2回収集のときに、缶類、びん類、ペットボトル、それから新聞、広告、雑誌とか、古布類、廃蛍光管、廃乾電池という分別のやり方がございまして、これをそのときに一括して分別して出していただいて、ごみ収集をいたすということにしております。今、江迎町、鹿町町さんが分けている方法ではなくて、1回のときにそれだけ分けて、佐世保市は一括して回収していくという方法をとらせていただいております。

以上でございます。

【朝長会長】 よろしいですか、林委員。おわかりになりましたか。

【江迎町林委員】 はい。

【朝長会長】 はい、どうぞ。諸藤さん。

【地域委員諸藤委員】 鹿町町の諸藤と申します。

ごみ袋の件ですけれども、今は有料でしたがというような回答でしたが、佐世保はうわさに聞けば、無料で何枚かを配布してくださるんだということを聞いたんですけれども、どうなっているのでしょうか。そして、今、鹿町町で使っているごみ袋を合併した後使えるのかどうか。

その辺2点をよろしくお願いします。

【朝長会長】 佐世保市の状況について、環境部会長よろしいですか。

【環境部会長】 お答えします。先ほど言いました燃やせるごみ、燃やせないごみにつきましては、原則有料収集でございます。ただし、年間1人当たりごみ袋15リットルを60枚無料で収集をするということであっております。したがって、1世帯3人家族であれば、180枚の15リットルの袋は無料で収集すると。ただし、袋代は負担をしていただくという形になりまして、処理料が無料ということになっております。

今、両町の場合はごみ袋代と一部事務組合の処理料がこの中に加わって、1枚当たりたしか大袋で40円とかの料金になっていると思いますけれども、佐世保市の場合はその処理料が無料ということで、15リットルのごみ袋にして年間60枚分無料ということにさせていただいております。だから、それを使い切れれば有料の袋を購入して処理料がかかってきますので、袋代と処理代を払った袋を購入するというところでございます。

したがって、現行の制度は、袋はストアとかそういうところで買っていて、佐世保市から交付される無料ごみ処理券を必要枚数この袋に張っていただいて、ごみを出していただくという方法をとっております。その無料ごみ処理券がなくなれば、これも販売店で売っております有料ごみ処理券、15リットルに1枚張るんですけれども、1枚70円になります。これを買ってごみを出していただくということになります。

袋の種類につきましては、7.5リットルのミニの袋と、その2倍の15リットル、その2倍の30リットル、45リットル、4種類の袋が売られております。先ほど言いましたように15リットルの袋に、70円のごみ処理券を張っていただくようになりますけれども、そのかわりに1年間60枚、無料ごみ処理券の配布するということです。これを張って出していただく場合には無料で処理をするということになります。だから、30リットルの場合は、今度無料ごみ処理券を2枚張って出すということになります。45リットルの袋を購入されてごみを出す場合には、無料ごみ処理券は3倍になりますので、3枚張っていただくということになります。そういう方法で今のところやらせていただいております。

以上でございます。

【朝長会長】 おわかりになりましたでしょうか。よろしいですか。

ほかございませんか。はい、どうぞ。

【環境部会長】 すみません、答弁漏れで。

それで、合併後に佐世保市の方式を採用するということになりましたら、今買われている両町のごみ袋については、旧4町の合併のときも申し上げたんですけれども……。資源物は今言ったような有料ではございません。これは無料収集でございます。資源物を出すときにその袋を一つ、二つ用意していただきたいということでお願いをして、4町についてもご理解をいただいて、そのとおり扱いをさせていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

【朝長会長】 ほかはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【朝長会長】 ないようでしたら、これぐらいで質疑をとどめたいと思います。

以上で、提案された協議第14号から協議第21号の8件につきましては、終了いたします。

これらの項目につきましては、次回の協議会で結論を得ていきたいと思っておりますので、よろしくご検討のほど、お願いいたします。

(4) 報告事項

【朝長会長】 それでは、次の報告事項に移ります。

報告第2号「まちづくり計画(新市基本計画)」の策定について、事務局の説明を求めます。

【事務局】 95ページでございます。報告第2号、まちづくり計画(新市基本計画)の策定についてでございます。この件につきましては、7月17日に開催された第1回協議会の中で、まちづくり計画の策定についてどのようなスケジュール、進め方をするのかということについては、ご承認をいただいたところでございます。これに基づきまして、7月、8月にやってきたことについてご報告をするもので、大きく二つのことを行っています。

地域意向調査の実施ということでありまして。まちづくり計画について、できるだけ地域住民の皆様方のご意向やご意思を反映させるため、その一つとしてアンケート調査を実施したり、あるいは協議会の委員の皆様にご意見を伺い、それを生かしていこうという趣旨のもとにインタビューを行いました。7月30日から8月8日にかけて、個別インタビューまたはグループインタビューを実施したところでございます。

目的とか何を聞いたかなど、そこに掲げておりますので、説明は省略をさせていただきたいと思っております。

96、97ページに、実際にインタビューをどのように行ってきたかの実施状況について書かせていただいております。なお、江迎町、鹿町町におきましては、97ページの下段に書いておりますけれども、地域委員、議会の委員あるいは首長様以外の方にも、できるだけ意見を反映する考え方から、農業委員、区長会、地域婦人会、社会福祉協議会等の関係者の方にもお集りいただきまして、インタビューを実施してきているところでございます。

続きまして98ページ、住民意識アンケート調査でございます。これにつきましても、まちづくり計画を、住民の皆様のご意識及び意向を広く把握するということと生かすということを実施しております。

8月8日から20日までの期間調査票を江迎町、鹿町町の16歳以上のすべての住民の方にお配りをいたしまして、今、回収をしているところでございます。調査票でございますが、99ページ以降にこの調査票をおつけしております。

100ページをお開きください。

まず、最初に、住民の皆様方に、生活環境で何を重視、何に満足しているのかというこ

とについてお尋ねをしました。101ページ、まちの安全性をどのように思われますか、まちの快適性についてどのように思われますか、まちの便利さについてどういうふうに思われますかとなっています。102ページ、まちの文化性についてどのように思われますか。3番目といたしまして、合併に何を期待しますか。あるいは103ページでございますけれども、合併において何に不安を感じますか。あるいは、1市2町合併した場合のまちの将来について、何が一番望ましいと思えますかというようなこと。また、104ページにおきましては、新しいまちに特に力を入れてほしいものは何ですか。どういう施策を一番重点的に実施したらいいと思えますかというようなことを1番の保健・医療の充実から34のその他まで、番号を書き添えて、その理由はどのようなことかというのを聞きしているところでございます。

以上のようなことで、まちづくり計画については、策定の経過として、協議会委員さん等へのインタビュー、あるいはアンケート調査を実施していく、これらを踏まえながら、いろいろな基礎数値もとっていきながら、素案をつくるために部会、分科会としては作業を行っているところでございます。

以上、報告でございます。

【朝長会長】 ありがとうございます。

まちづくり計画につきまして、ご質問ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【朝長会長】 ないようでございます。それでは、ただいま事務局から報告説明がありましたように、「まちづくり計画(新市基本計画)」の策定につきましては、必要に応じ、本協議会へ報告をしていただきながら進めていきたいと思っております、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【朝長会長】 ありがとうございます。それではそのように取り計らいます。

以上で報告事項を終了いたします。

4.その他

【朝長会長】 それでは次に移ります。次回日程について事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】 最後の106ページでございます。次回日程案でございますが、9月30日火曜日、また9時半から12時までということで、佐世保市のレオプラザホテル佐世保で開催をしたいということでございます。1回目は佐世保市でしまして、今日2回目が江迎町、3回目は佐世保市でやりまして、次は鹿町町というふうに行ったらどうかということで考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次回は9月30日、9時半からレオプラザホテル佐世保ということでご提案申し上げます。よろしくお願ひ申し上げます。

【朝長会長】 ただいま事務局が示した次回協議会の日程でいかがでございましょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【朝長会長】 それでは、次回の協議会の開催日は、事務局説明のと通りの日程で開催するようにいたします。

ほかに事務局から何かございませんか。

【事務局】 1点だけお願いがございます。

先ほど、受け付けの中で各委員さんにもお願いしたと思うんですが、この法定合併協議会、市民の皆様、あるいは町民の皆様に、協議会はどういった議論が行われているのか、どういうふうなことをやっているのかというようなことを広くお伝えをして、理解をしていただくというのが非常に大事なポイントだということで、第1回目の合併協議会だよりを今からつくろうということにしております。

最初でございますので、この法定合併協議会の委員の皆様のプロフィールと写真をおつけて、こういう方が協議会委員として今ご議論をしていただいておりますということをお載せたいと思っております。そこで、写真をまず持ってきてください。そして、プロフィールを一言書いてくださいということをお願いをしているんですが、写真をまだ出していない方がいらっしゃったら、終わった後に事務局が写しますので、もし写真をまだ撮られていない委員さんがいらっしゃいましたら、撮っていただきますようお願いできればと思います。

それだけでございます。よろしくお願ひします。

【朝長会長】 写真を撮っていらっしゃらない方は、この後で写真を撮らせていただくということでございますので、よろしくお願ひいたします。

ほかに委員さんから何かございませんでしょうか。

はい、どうぞ。諸藤さん。

【地域委員諸藤委員】 鹿町の諸藤と言います。これは協議事項の件じゃないんですが、職員のことで2点ほど。

先日、私の友達が佐世保の動植物園にお客さんを連れて行ったんだそうです。そして、植物園の中に入ったら職員さんがいらっしゃったので、いろいろ質問をしたけど全然返答がなかったと。この人は多分合併してきた職員じゃないだろうかって思ったって聞いたんですよ。それでやっぱり、今度合併する職員の皆さんもしっかり勉強して自分に自信をつけて、どこの部署に配置されても頑張ってもらいたいと思います。

それともう一件は、私も佐世保市のほうに合併していった職員を知っているんですが、なかなか佐世保市の職場になじめないで、子供でいえば不登校になったようにして、うつ状態になって職場に行けない職員がおりました。しかし、上司の方がすぐ目配り、気配りをしてくださって、今ではほかの部署でしっかり笑顔で仕事をしております。大きな組織の中で上司の方が目配り、気配りして下さったこと、ほんとうに感謝を申し上げます。

今後この合併の両町の職員についても、どうぞご配慮を賜りたいと思います。

以上です。

【朝長会長】 ありがとうございます。ご意見として受けとめさせていただきたいと思ひます。

ほかはございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【朝長会長】 それでは、ご質問やご意見もないようでございますので、協議会をとじたいと思ひますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

5.閉会

【朝長会長】 本日はどうもお疲れさまでございました。皆様のご協力に感謝し、会を
とじさせていただきます。

どうもありがとうございました。

了